

# コーポレートガバナンスガイドライン

## 第I章 総則

### (目的)

- 第1条 本ガイドラインは、エリアリンク株式会社（以下「当社」という。）が定める「経営理念」の実現を通じ、企業価値を向上させ、ステークホルダーの共同の利益を長期的に増大することを可能にするための指針として制定するものです。（原則2-1）
- 2 当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて企業行動規範を定めております。そして、この企業行動規範を前提として、具体的な従業員の行動準則と評価基準である理念活動指針を定めております。企業行動規範及び理念活動指針は、社内イントラに格納されており全従業員が閲覧できるようにしております。（原則2-2）
- 3 当社では各従業員が実際に理念活動指針に基づいて行動しているかを人事評価基準としており、人事評価を実施する評価会議においてその確認を行っております。取締役会は評価会議の結果を確認することで理念活動指針が広く実践されているか否かについてレビューを行っております。（補充原則2-2①）

### (コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

#### 第2条

- (1) 経営理念、経営戦略、中長期的な戦略は当社のホームページおよび決算説明会資料、プレスリリースにて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「コーポレートガバナンス報告書の1. 基本的な考え方」に記載しております。（原則3-1）

## 第II章 株主の皆様との関係

### (受託者責任)

- 第3条 当社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動します。（原則4-5）

(資本政策)

第4条 当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行ってまいります。(原則1-3)

(政策保有株式)

第5条 当社では政策保有株式は現在保有しておりません。また政策保有株式の保有予定はありませんが、事業の拡大・推進という目的のもと、経営戦略上の必要性等を総合的に勘案し、企業価値向上に資すると判断する場合には、他社の株式を政策的に保有することがあります。保有する場合には基準を策定・開示いたします。

(原則1-4)

2 当社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、その売却等を妨げる行為は致しません。(補充原則1-4①)

3 当社は、政策保有株式を保有するに至った場合は相手方との取引の経済的合理性について定期的に検証を行う体制を整備することを検討しております。

(補充原則1-4②)

(株主総会における反対票の取扱い)

第6条 当社では、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、当社提案議案のうち、反対票が10%以上のものについては、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うこととしております。(補充原則1-1①)

(株主の権利の尊重)

第7条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行ってまいります。(原則1-1)

2 当社は、市場取引または公開買付けによる自己株式の取得等を取締役に委任しております。このような総会決議事項の一部を取締役に委任するように株主総会に提案することは経営判断の機動性・専門性の確保の観点から必要に応じて実施いたしますが、その際には、取締役会自身はその委任に応えうるべきコーポレートガバナンス機能が備えられていることを確認することとします。(補充原則1-1②)

3 当社では、株主の権利の重要性を認識し、その権利行使を事実上妨げることはないよう配慮しております。また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会に

おける株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規則で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるよう努めております。

(補充原則 1 - 1 ③)

4 当社は、株主の投資判断に影響を及ぼす重要な事項については、その情報を速やかに開示すべきと認識しております。そのため、当社が株主に十分な検討期間を確保することができるよう、東京証券取引所の TDnet 及び当社ウェブサイトを通じて、速やかに情報を開示しております。(補充原則 1 - 2 ①)

5 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めます。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表します。

(補充原則 1 - 2 ②)

6 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日は総会集中日を避けて設定しております。

(補充原則 1 - 2 ③)

7 当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を検討してまいります。(補充原則 1 - 2 ④)

(株主の権利の保護)

第 8 条 当社は、特定の第三者に対する割当増資の実施等、会社の株式所有構造を変動させ、あるいは将来的に変動させ得る行為を行う場合には、株主権利の保護を目的として、株主にその情報を適切に開示いたします。(原則 1 - 5 ①)

2 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO 等を含む）を企図する場合には、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、その必要性・合理性をしっかりと検討し、法令等にしがって適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う方針です。(原則 1 - 6)

(株主の利益に反する取引の防止)

第 9 条 関連当事者間の取引を検討する必要がある場合には、他の取引と同様、社内規程に基づいて、取締役会で審議・承認を行っております。また、その判断においては、その合理性や妥当性の検証を十分行い、少数株主の利益を損なわないように運営体制を構築しています。(原則 1 - 7)

### 第Ⅲ章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会、監査役会及び任意の仕組み)

第10条 当社は事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、多様性も意識しながら、取締役の員数は9名以内、そのうち複数名を社外取締役とすることとしております。取締役の選任については、スキル・マトリクスを作成し経営上取締役会に必要なスキルを特定し、不足する部分については社内外を問わず候補者の選定を進めることにより、知識・経験・能力をバランス良く備え、且つ職責を全うするにふさわしい人物を指名しております。その方針と手続については、第19条第3項の記載の通りであります。(補充原則4-11①)

2 当社は現在、取締役5名中独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における役割・責務を十分果たしておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

(原則4-8)

3 当社の取締役会は、多様なスキルを有する取締役で構成されております。また、監査役は会社経営全般に役員としてかかわっており、財務会計に関する知見を有しております。また、会社の仕組みとして取締役会の参加者が議論の内容や運営方法についてご意見をいただくようになっており、これにより取締役会としての機能の向上を図っております。なお、今後ジェンダーに関する多様性確保にむけて、適任者の選定、社内教育の実施などによる候補者の育成などを検討してまいります。

(原則4-11)

4 当社は、取締役の選解任・報酬などの総会提案議案の決定には、独立した諮問委員会は設置しておりませんが、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得ており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られております。

(補充原則4-10①)

5 当社は、法定の機関設計以外に、経営会議、コンプライアンス委員会、人事に関する評価会議等任意の機関を定め、統治機能の強化をしております。

(原則4-10)

(取締役会の責務)

第11条 当社の取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等に

ついて建設的な議論を行っており、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえております。(原則4-1)

- 2 当社は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めるため、「職務権限規程」を制定し、取締役会に付議すべき事項と経営陣が執行できる事項を定めております。

(補充原則4-1①)

- 3 当社は、「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」という経営理念のもと、中長期的な企業価値の向上に努めており、決算説明会資料の中で中期経営計画および具体的な数値等を公表しております。取締役会においては、中期的な業績目標を定め、予実の進捗確認、分析を行った上で、適宜中期経営計画の見直しを行ってまいります。(補充原則4-1②)

- 4 当社は現在、最高経営責任者等の具体的な後継者計画を策定してはおりませんが、その重要性は認識しており、今後、取締役会は、中長期的な企業価値向上に向けた次世代幹部の育成状況等を適切に監督していく予定です。(補充原則4-1③)

- 5 当社の取締役会は、当社が収集した情報だけにとどまらず、社外取締役がそれぞれの知見をもとに収集した情報を参考としつつ、それぞれの経験をもとに様々な角度から検討を行ったうえで意思決定を行う体制となっており、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境が整備されております。(原則4-2)

- 6 取締役会は、適時開示に関する規則を制定して適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、コンプライアンス委員会におけるリスク管理体制の確立及び財務報告に関する内部統制監査の結果の報告を受けて内部統制上の問題点の把握及び対応方針の決定を行うことで内部統制やリスク管理体制の整備を行っております。さらに、関連当事者取引に該当する取引は取締役会で承認を受け、継続している関連当事者取引について年2回取締役会が報告を受けるものとしており、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しております。(原則4-3)

- 7 当社の取締役会では、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制、リスク管理に関する報告が行われるにあたっては個別の問題に関する議論には立ち入らずに、その管理体制が適切に運用されているかの監督を行うようにしております。なお、リスク管理体制・コンプライアンスの確保についての問題点が内部監査において発見された場合は内部監査部門から取締役会の構成員全員が出席するコンプライアンス委員会へ報告が行われることで内部監査部門を活用した監督を行っております。

(原則4-3④)

(取締役会の運営)

第12条 当社の取締役会では、報告事項、決議事項以外に重要審議事項を設けており、経営判断を行う前に重要事案について十分な議論を行うようになっております。

(原則4-12)

2 当社の取締役会では、下記のような運営に関する取扱いを確保し、その審議の活性化を図っております。

- (1) 取締役会の資料を4営業日前に配布し、取締役会前に十分に議案を吟味し取締役会において実効的な議論を行うことができるようにしております。
- (2) 取締役の資料は数字の羅列のようなものではなく、議案の要点をサマリー化したものを配布し会社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにしております。
- (3) 取締役会のメンバーの選解任の時期にあわせて年間のスケジュールを共有し、取締役の出席を確保して取締役会の場において実効的な議論を行うことができるようにしております。
- (4) 審議項目数を適切に抑えるとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催して1回の取締役会において十分な議論を実施することができるようにしております。
- (5) 上記のとおり議案数を抑えており、また、議案の重要性に応じて議論の内容に濃淡をつけることで、審議時間を十分に確保しております。

(補充原則4-12①)

(取締役会評価)

第13条 当社は各取締役の自己評価を参考に、取締役会において監査役から常々是々非々の意見を頂き、取締役会全体の実効性について活発な議論を行っています。今後は、その分析・評価の結果について、より具体的な説明で開示を検討してまいります。

(補充原則4-11③)

(取締役・監査役の情報入手体制)

第14条 下記の各補充原則のとおり、当社では取締役・監査役の情報入手に関する体制を整備しております。

- (1) 取締役会において社外取締役が問題提起を行う事項に関しては、担当部署から情報提供を行うようにしております。
- (2) また、監査役が自身で重要書類を確認できるようにして、適切に情報入手を行うことができるようになっております。

- (3) 取締役・監査役は、会社と契約している外部専門家から助言を受けることができるようになっております。
- (4) 内部監査責任者から取締役会の出席者が全員参加するコンプライアンス委員会に対して監査結果の報告を行うことで内部監査部門と取締役会との連携を確保しており、また、常勤監査役に内部監査責任者から報告を行い、当該常勤監査役が監査役会に内部監査結果を報告することで内部監査部門と監査役との連携を確保しております。
- (5) また、取締役・監査役から担当部署に問い合わせる情報を得るだけでなく、取締役会の運営事務局で情報の取り纏めを行うことがあり、担当部署または運営事務局から取締役・監査役に対して社内の情報を的確に提供することができるようになっております。

(原則4-13、補充原則4-13①、補充原則4-13②、補充原則4-13③)

(社外取締役)

第15条 当社では社外取締役が不動産に関する知見や会社の研修や人事制度に関する知見を有していることから、これらの課題について必要に応じて意見を聴取し、または会議に参加してもらい、個々の不動産取引や人事制度構築に関してフィードバックを受けることで独立かつ客観的な立場からの経営の監督を実施しております。

(原則4-6)

- 2 当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した客観的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。(補充原則4-8①)
- 3 「筆頭独立社外取締役」の選定に関しては、現在、独立社外取締役が1名のため、独立社外取締役が複数名になった時点で検討します。(補充原則4-8②)
- 4 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を当社の選定基準としており、経営陣から独立した立場で取締役会議案審議に必要な知識と経験及び経営の監督機能発揮に必要な実績と見識を有する人物を候補者として選定しております。

(原則4-9)

- 5 当社の独立社外取締役は、会社の研修や人事制度に関する知見を有しており、以下のように独立社外取締役としての役割・責務を果たしております。
- (1) 人事制度の課題について必要に応じて意見を聴取し、または会議に参加してもらい、人事制度構築に関してフィードバックを受けることで会社の方針や経営の健全化を図り、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

- (2) 人事制度に関する知見をもとに、取締役会において経営陣幹部の選解任に関する意見を聴取する等取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
- (3) 当社の独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反が生じ得る取引に際し、積極的な助言・議論を行い、利益相反の監督機能を十全に果たしております。
- (4) 当社の独立社外取締役は、従業員教育をとおして従業員と近い立場にいたため、従業員の意見を取締役会における意見に反映することができるなど、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映することができます。(原則4-7)

#### (監査役会)

第16条 当社の監査役会や全員社外監査役で構成されており、経営陣から独立した立場から判断を行うことができます。また、弁護士資格保有者や企業経営者がおり、取締役会において個々の知見をもとに能動的、積極的に経営の問題点や業界の情勢などに関する意見が行われております。(原則4-4)

2 当社の監査役会は、適正な監査の確保のため、以下の対応を実施しております。

- (1) 当社は、外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。
- (2) 外部会計監査人と経営陣幹部との間で少なくとも四半期に1回の頻度でテレビ会議を活用しながら会議を行うことで、面談時間の確保を行っております。
- (3) 外部会計監査人と監査役とは四半期に1回情報共有を行うことで連携しております。また、内部監査責任者は管理本部長が兼任しているため、普段の会計業務に関する情報交換の中で適宜会計監査に関する連携を行っております。なお、外部会計監査人から社外取締役との面談などの要望があった場合は、実施することとしております。
- (4) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、管理本部が中心となり外部調査の可否を提案し対応体制を確立することとしております。(補充原則3-2②)

#### (監査役)

第17条 常勤監査役は取締役会及び経営会議に参加し、その情報を非常勤監査役に提供しております。また、社外取締役も適宜情報提供などのかたちで連携を行うことができるようになっております。(補充原則4-4①)



(取締役・監査役の報酬について)

第18条 取締役の報酬については、取締役会の決議により一任された代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、各取締役の担当職務や貢献度、業績等を勘案し決定しております。なお、当社では取締役・監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）・執行役員・人事担当者を参加者とした評価会議において、各取締役に対する人事評価を実施し、その評価結果をもとに代表取締役が各取締役の報酬を決定することとしており、さらに、報酬決定後に取締役会において社外役員からフィードバックをうけ次回の報酬決定に当該フィードバックを反映させることで代表取締役の独断を防ぐような手続きをとっております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査役の協議によって、決定しております。(原則3-1)

2 当社は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対して、短期的なインセンティブである業績連動報酬（賞与）と、中長期的なインセンティブである業績連動報酬（譲渡制限株式（RS））を報酬として付与することとしております。賞与額決定にあたっては、経営者として結果を重視する観点から、期初に発表した業績予想を基準に、経常利益及び純利益の達成度合及び前年対比伸長率、取締役（社外取締役を除く）・執行役員・人事部長が参加する評価会議にて決定された個人別の貢献度合いを係数化し、役職に応じて定められた基準額（固定金銭報酬）に乗じた算出結果をもとに代表取締役が各取締役の報酬を決定することとしております。(原則4-2)

3 取締役の報酬については、第1項にて記載の通りであります。長期的な業績及び株主価値との連動性をより一層高めるための業績連動報酬・株式報酬などのインセンティブプランについては、引き続き検討を進めてまいります。

(補充原則4-2①)

4 当社の取締役会は、サステナビリティに関する取り組みについて、第25条に記載しているような取り組みを推進していくことを基本的な方針としております。

(補充原則4-2②)

5 当社は、取締役会において、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう監督を行っております。

(補充原則4-2②)

(経営陣の人事について)

第19条 当社の取締役会は、本部長補佐以上の人事の決定にあたり、会社の業績、これまでの同人の実績及びこれからの期待値などを適切に反映しております。

(補充原則4-3①)

- 2 当社の取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、本部長補佐以上の人事の決定にあたり、会社の業績、これまでの同人の実績及びこれからの期待値などを適切に反映しております。(原則4-3)
- 3 当社では、取締役・監査役候補の選解任にあたっては、当社の企業価値を向上に資するか否か、社外取締役および監査役も含めて取締役会で十分に議論して、株主総会に選解任議案を上程しております。
- 4 当社では、取締役・監査役の選解任理由につきましては、株主総会の招集通知に記載しております。(原則3-1)

(代表取締役の選解任について)

第20条 当社は、代表取締役の選解任について、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において十分に審議を行い決定いたします。

(補充原則4-3②)

- 2 当社は、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、代表取締役の解任について適切に決定しております。また、職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。この解任の決議を実施するにあたっては、社外取締役の意見を別途聴取してその内容を踏まえて実施することで客観的かつ透明性のある手続きを確立することとしております。

(補充原則4-3③)

(内部通報)

第21条 当社は、匿名での内部通報を認め、また、社外窓口を活用した場合にはどの部署の従業員による通報かも公開されないようにするなど、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるように内部通報制度を定めております。

内部通報事案のうち重要事項については、コンプライアンス委員会に報告が行われております。コンプライアンス委員会は取締役会の構成メンバー全員に加えて顧問弁護士が参加しており、コンプライアンス委員会への報告をもって取締役会による運用状況の監督に代えております。(原則2-5)

- 2 当社は、匿名での内部通報を認め、また、社外窓口を活用した場合にはどの部署の従業員による通報かも公開されないようにするなど経営陣から独立した窓口の活用を行っております。(補充原則2-5①)

(外部会計監査人)

第22条 当社は、外部会計監査人が、株主・投資家に対して重大な責務を負っていることを認識し、監査役会や管理部門、内部監査部門等と連携し、外部会計監査人が適正な監査を実施できるよう監査日程の確保や監査体制の整備に努めています。

(原則3-2)

- 2 当社の監査役会においては、外部会計監査人の評価及び選定基準とチェックリストを作成しており、これらに基づいて選定や評価を実施いたします。また、チェックリストでは独立性や専門性を確認事項としており、上記の評価において外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を実施しております。(補充原則3-2①)

#### 第IV章 持続的な企業価値向上に向けて

(経営人材の育成)

第23条 当社では、取締役会において、役員の能力向上について議論を行っており、信託銀行が提供する新任取締役セミナーをはじめとして各役員について必要なセミナーを会社から紹介することで、取締役・監査役にトレーニングの機会を提供しております。(原則4-14)

- 2 新任社外役員候補者に対して代表取締役や管理本部長との面談の中で会社の事業・財務・組織等に関して説明を行い、理解をしてもらった状態で就任してもらうようにしております。

(補充原則4-14①)

- 3 当社は、取締役の役割と責務を果たすため必要な知識の習得のため、適宜情報提供を実施しております。また、代表取締役に対して、定期的に経営・営業・財務に対する取り組むべき課題等の報告・説明を行います。新任となる役員に対し、外部研修等の受講の推奨や当社への理解を深めてもらうための研修等を実施しております。体系的なトレーニング方針の策定および開示に関しましては、今後必要に応じて検討してまいります。(補充原則4-14②)

(人材の多様性)

第24条 当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進してまいります。今後は、女性の管理職比率について目標値を設定できないか検討をしてまいります（原則2-4、補充原則2-4①）

(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

第25条 当社では、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題として、当社の事業で取り扱う不動産について、耐用年数をできるだけ伸ばさせるようにし、また、廃棄する場合にもスクラップにしないようにすることで、廃棄物の排出を抑制するように対応を始めており、取締役会において課題として共有しております。

(補充原則2-3①)

2 前項のほか、当社では、ハラスメントの防止による人権の尊重、長時間労働防止による従業員の健康への配慮などを取締役会において課題として共有しております。

(補充原則2-3①)

3 当社では、前2項のようなサステナビリティに関する取組みが収益機会の創出につながるかについて取締役会において検討してまいります。(補充原則2-3①)

## 第V章 情報開示とコミュニケーション

(情報開示と透明性)

第26条 当社は、株主や投資家をはじめとする、開示情報の利用者にとって付加価値の高い記載となるよう、情報開示にあたり当社の実情に即した具体的な記載に努めてまいります。(補充原則3-1①)

2 当社は、自社の株主構成における海外投資家の比率を踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報開示・提供を進めてまいります。(補充原則3-1②)

3 当社はホームページ上でサステナビリティに関する取組みを公表しております。

(補充原則3-1③)

4 当社は、決算説明会資料の中で中期経営計画を掲載しており、これをHP上で公開することで人的資本や知的財産への投資についても具体的に開示しております。

(補充原則3-1③)

(株主とのコミュニケーション)

第 27 条 当社は、中期経営計画を策定し、その背景や目標達成の為の取組みについて、決算説明会や株主総会において説明を行います。また、決算説明会や株主総会に参加できなかった株主への情報提供のためにその際の動画を当社ホームページ上にアップロードしております。この資料の中で当社は、事業ポートフォリオに関する方針や見直しについて記載しております。(原則 5-2、補充原則 5-2①)

- 2 当社では、管理本部を投資家・株主・その他投資家の対応窓口としております。国内のアナリストおよび機関投資家に対しては半期毎にラージミーティング（決算説明会）を開催し、当該説明会を実施していない四半期においては、テレフォンカンファレンスを実施しております。当該説明会やテレフォンカンファレンスの模様は、当社 HP 上で配信しております。また、国内外のアナリストおよび機関投資家に対しスモールミーティングおよび個別ミーティングを実施しております。株主総会は株主様との大変貴重な対話の場であるとの認識から、事業説明会も同日に催しております。議案等に関しては真摯にご質問にお応えしており、当社の経営状況および経営戦略に対し、株主様に深い理解を持っていただけるよう努めております。
- (原則 5-1、補充原則 5-1①、補充原則 5-1②)

#### 附 則

2021年2月18日 制定

2021年3月24日 改正

2021年12月16日 改正